

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第11号

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則（平成19年香川県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合) 第2条 略 (1) 略 (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであって同法 <u>第104条第7項第2号</u> の規定により大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。） (3) 略	(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合) 第2条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる教育施設の課程でその修業年限が2年を超える場合に在学してその課程を履修する場合とする。 (1) 略 (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであって同法 <u>第104条第4項第2号</u> の規定により大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。） (3) 略

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。